# 可人可三。四丁目地区地区計画



## 百人町三·四丁目地区地区計画

百人町三・四丁目地区は、地区の一部が広域避難場 所に指定されたことを契機として、道路・公園の整備 と不燃化促進のまちづくりが進められてきました。

平成2年には、建築研究所跡地活用を含めた都市居 住更新事業(住宅市街地総合整備事業)の整備計画と ともに、広域避難場所としての機能強化と良好な居住

環境の整備の保全・改善 を目標とした地区計画が 策定されました。

地区整備計画では、区 画街路の配置・規模や建 築物の壁面の位置の制限 などを定めています。



百人町三丁目28番地 の区立ふれあい公園

## まちづくりのあゆみ

昭和47年 広域避難場所に指定 昭和56年 防火地域に指定

昭和59年 新宿区「百人町三・四丁目地

区整備構想」発表

平成2年 都市居住更新事業(住宅市街

地総合整備事業)整備計画承

百人町三・四丁目地区地区計 画都市計画決定

都市防災不燃化促進事業開始 平成4年 百人町ふれあい公園開園

平成7~8年 ポケットパーク(一部)整備 平成10年 住宅市街地総合整備事業事業

期間延伸

平成12年 都市防災不燃化促進事業終了 平成14年

住宅市街地総合整備事業の事

業期間延伸

百人町三・四丁目地区地区計 平成15年

画変更決定

# 地区計画の概要

地区計画の特徴は『修復型』。地区計画と整備事業を組 み合わせて、安全で快適な居住環境を整備していきます。

#### 1.区画街路の整備を進めます。

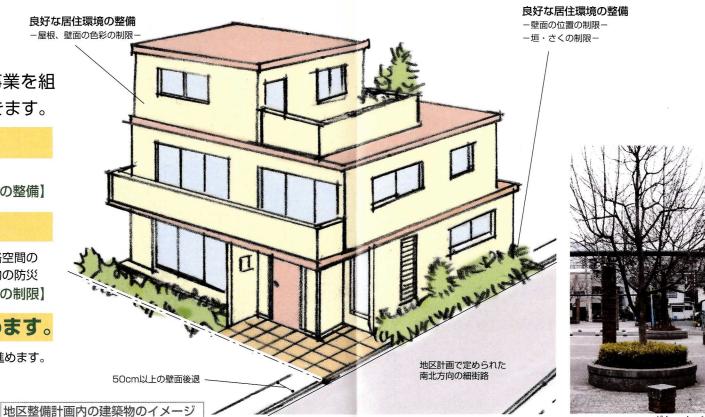
・沿道の建築に合わせて、主要な道路(区画街路)の整備を進めます。 【地区施設の整備】

#### 2.木造住宅地の防災性の向上を図ります。

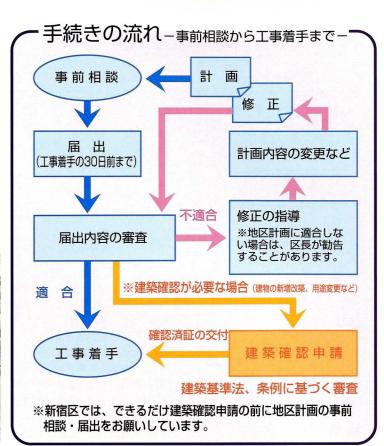
細街路に面した敷地での壁面後退を定め、避難路の確保や快適な道路空間の 整備を進めます。また、防火地域の指定(都市計画)により、建築物の防災 性の向上を図ります。 【壁面の位置の制限】

#### 3.公園等のオープンスペースの整備を進めます。

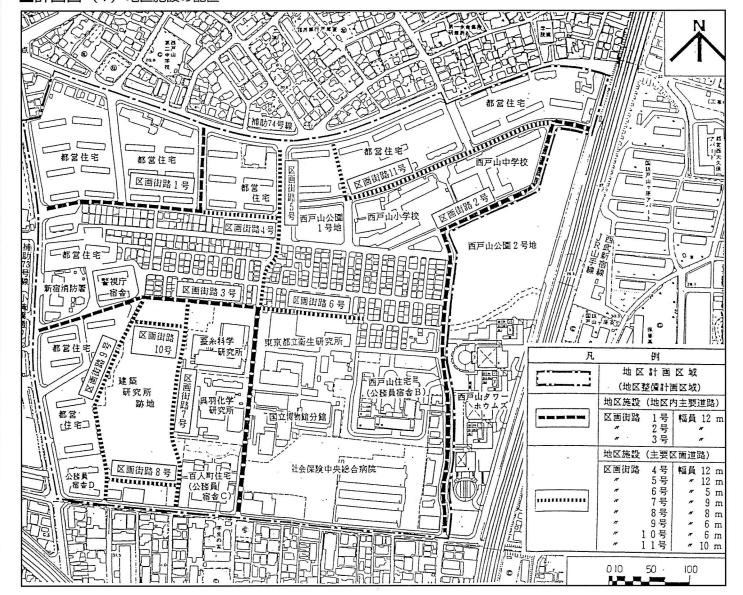
・防災や居住環境に配慮した公園・街区公園・ポケットパークの整備を進めます。



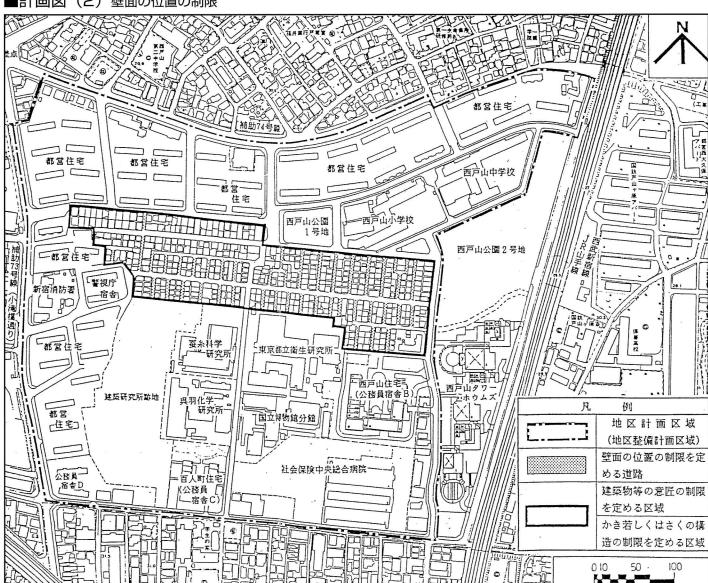




#### ■計画図(1)地区施設の配置



■計画図(2)壁面の位置の制限



#### 百人町三・四丁目地区地区計画

[新宿区決定]

都市計画決定 平成 2 年 1 月26日 新宿区告示第 14 号都市計画変更 平成15年11月 7日 新宿区告示第449号

	名			百人町三·四丁目地区地区計	画				
	位置			新宿区百人町三丁目、四丁目及び高田馬場四丁目各地内					
	面積		Į	約30.6ha					
地区計画の目標			標	建築研究所跡地を利用した都営住宅の建替え、木造住宅地区の不燃化整備により広域避難場所 としての機能強化を図る。 また、地域特性に応じた建築物等に関する制限及び区画街路・街区公園の整備を行い、良好な 居住環境の保全及び改善を図ることを目標とする。					
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針			木造住宅地区については、現行の土地利用を基本とし、建築物の不燃化、更に居住環境の保全 及び改善を図る。 建築研究所跡地については、防災に配慮した公園として利用する他、都営住宅建替用地、移転 用住宅用地(木造住宅地区内の道路・公園事業用)として利用する。					
	地区施設の整備の方針			地区内の防災に配慮した避難路のネットワーク化を図るとともに、安全で利便性の高い歩行者・車両動線を確保していくために、区画街路を体系的に整備する。 (1) 通過交通を排除しつつ地区内の各住宅団地への車両動線を確保するための道路(地区内主要道路)を整備する。 (2) 地区内の公園、公開空地等のオープンスペースを結びつけ、避難時の安全性を高めるために、地区の東西、南北を結ぶ道路(区画街路)を整備する。 (3) 木造住宅地区内の行き止まり道路の解消を図る。 また、避難空地面積を確保するとともに、居住環境の向上を図るために、地区内の公園を体系的に整備する。 (1) 建築研究所跡地内に防災に配慮した公園を設け、できるだけ緑を保存し、他の既存公園や大規模敷地内のオープンスペースとのネットワークを形成していく。 (2) 木造住宅地区の建て詰まりを解消し、安全で快適な住宅地としていくために、街区公園、ポケットパーク等を整備する。					
	建築物等の整備の方針			無秩序な建替えによる居住環境の悪化を防止し、震災時の塀の倒壊や落下物に対する安全性の向上を図えなめ、地区の特性に応じ建築物等に関する軟件を図え					
	位置			向上を図るため、地区の特性に応じ建築物等に関する整備を図る。 新京区五人町三丁月 四丁月及び高田里根四丁月及地内					
地区整備計画	面積			新宿区百人町三丁目、四丁目及び高田馬場四丁目各地内 約30.6ha					
		種	類	名 称	幅員	延長			
	地区施設の配置及び規模	道	路	区画街路 1号 区画街路 2号 区画街路 3号 区画街路 4号 区画街路 5号 区画街路 6号 区画街路 7号 区画街路 8号 区画街路 9号 区画街路 10号	1 2 m 1 2 m 1 2 m 1 2 m 1 2 m 1 2 m 5 m 9 m 8 m 6 m 6 m	約285m 約630m 約530m 約530m 約200m 約135m 約250m 約250m 約65m 約60m	拡		
	建築物に関する事項	壁面の位置の制限		計画図(2)に表示の壁面の位置の制限を定める道路に面する建築物に対して以下のように制限する。  一階部分 道路境界線から建築物の壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は0.5mとする。  二階以上 道路境界線から建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は庇、出窓、ベランダ等の先端までの距離の最低限度は0.5mとする。					
		建築物等	の意匠の制限	屋根、壁等の色彩は、良好な	は居住環境に相応し	い落ち着いた色合い	のものとする。		
		垣又はさくの 構造の制限		垣若しくはさくは、生垣あるいはフェンス、金網等の形状のものとする。ただし、コンクリート・ブロック造、石造等これらに類する構造の部分の高さは0.6m以下とし、門柱にあってはこの限りではない。					

「計画区域、地区施設の配置及び規模は計画図(1)に、壁面の位置の制限、建築物等の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める区域は、計画図(2)に表示のとおり」

理由: 良質な市街地住宅の供給と居住環境の整備を図るとともに、避難場所としての機能を強化することを目的として総合的に調和のとれたまちづくりを行う。また、災害時の防災機能強化のため地区施設の位置を変更する。

問合せ・発行

新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 🛣

☎03-3209-1111 (代表)

R100 MARGE MARGE AND THE AND T

■ 制作:地区計画課 NT-KOM'S ■■■

# 百人町三・四丁目地区地区計画は、平成20年4月1日付けで都市計画変更を告示しました。

## 1 変更概要

- ① 区画街路2号のうち、西戸山中学校の敷地及び西戸山小学校敷地の一部に接する部分の幅員を12mから10mに変更する。
- ② ①の変更部分に「壁面の位置の制限」を定める。
- ③ ①の変更部分のうち、西戸山中学校敷地の南側に、「歩道状空地」を定める。
- ④ 西戸山公園1号地南側の既設区道を新たに地区施設(主要道路)として位置づける。

## 2 変更後の計画書 (「地区整備計画」を一部変更、下線部分が変更箇所)

	位置		新宿区百人町三丁目、四丁目及び高田馬場四丁目各地内						
		面積	約 30.6 ha						
		種 類	名 称	幅員	延 長	備考			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画街路1号 ※区画街路2号 ※区画街路3号 ※区画街路5号 ※区画街路6号 ※区画街路7号 ※区画街路9号区画街路10号 ※区画街路12号 ※	$   \begin{array}{c}     1 \ 2 \ m \\     1 \ 0 \ m \sim 1 \ 2 \ m \\     5 \ m \\     9 \ m \\     8 \ m \\     6 \ m \\     6 \ m \\     1 \ 0 \ m \\     7 \ . \ 6 \sim 9 \ . \ 6 \ m   \end{array} $	約285m 約630m 約530m 約200m 約135m 約250m 約25m 約345m 約345m	<u> </u>			
		<u>歩道状空地</u>	歩道状空地 1号	<u>2 m</u>	約100m	新 設			
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<ul> <li>計画図(2)に表示の壁面の位置の制限を定める道路に面する建築物に対しては以下のように制限する。</li> <li>一階部分 道路境界線から建築物の壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は0.5 mとする。</li> <li>二階以上 道路境界線から建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は庇、出窓、ベランダ等の先端までの距離の最低限度は0.5 mとする。</li> <li>計画図(2)に表示の壁面の位置の制限を定める箇所に面する建築物については、道路境界線から建築物の壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度を2.0 mとする。ただし、次の場合にあっては、この限りでない。</li> <li>一 地盤面下に設ける建築物の部分</li> <li>二 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合に設ける擁壁とみなされる建築物の部分(当該部分と一体に設ける門又は塀を含む。)</li> </ul>						
		建築物等の意 匠の制限	屋根、壁等の色彩は、良好な居住	環境に相応しい落ち	着いた色合いの	ものとする。			
		垣又はさくの 構造の制限	垣若しくはさくは、生垣あるいは クリート・ブロック造、石垣等これ 柱にあってはこの限りではない。			-			
			1上1-0/ ノ (14 - 77以 ソ (144) 0			シュを申己を申せ			

※は知事同意事項

「計画区域、地区施設の配置及び規模は計画図(1)に、壁面の位置の制限、建築物等の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める区域は、計画図(2)に表示のとおり」

理由: 地区内の交通動線や土地利用状況の変化に対応し、災害時の防災機能強化及び地区内の避難路ネットワークの 再構築を図るため、地区施設の位置等を変更する。

百人町三・四丁目地区 地区計画変更の内容 (計画図(1)・計画図(2)のうち、下図の内容を変更)

